茅ヶ崎市消防吏員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年２月２０日

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

茅ヶ崎市規則第６号

茅ヶ崎市消防吏員被服貸与規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市消防吏員被服貸与規則（昭和６０年茅ヶ崎市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

（貸与）

第６条　吏員には、別表第２に掲げる被服等を貸与するものとし、その数量、貸与する期間及び貸与の方法は、消防長が別に定める。

第８条及び第９条を削る。

第１０条第１項中「貸与品」を「第６条の規定により貸与される被服等（以下「貸与品」という。）」に改め、同条を第８条とする。

第１１条第２項を削り、同条を第９条とする。

第１２条を第１０条とし、第１３条を第１１条とする。

第１４条中「を記録するため被服等貸与簿を備え付け、貸与状況」を「に関する記録を備え、その状況」に改め、同条を第１２条とし、第１５条を第１３条とする。

別表第１略装の項中「夏略服　夏服下衣　夏服バンド」を「ポロシャツ　活動服下衣　活動服バンド」に改め、「階級章　消防本部エンブレム」を削り、「活動服上下衣　活動服バンド　靴　階級章」を「活動服下衣　活動服バンド　靴」に、「救助服上下衣　救助服バンド　靴　階級章」を「救助服下衣　救助服バンド　靴」に、「救急服上下衣　救急服バンド　靴　階級章」を「救急服下衣　救急服バンド　靴」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第６条関係）

冬帽　夏帽　略帽　保安帽　防火帽　冬服上下衣　夏服上下衣　夏略服　ポロシャツ　活動服上下衣　防火衣上下衣　救急服上下衣　救助服上下衣　防寒服　雨衣　ネクタイ　皮手袋　火災用手袋　夏服バンド　活動服バンド　救助服バンド　救急服バンド　墜落制止用器具　編上靴　防火靴　短靴　笛　階級章　消防本部エンブレム　救助隊エンブレム

別表第３から別表第５までを削る。

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市消防吏員被服貸与規則の規定に基づいて被

貸与者に貸与されている被服等については、改正後の茅ヶ崎市消防吏員被服貸与規則の相当規定に基づいて被貸与者に貸与されたものとみなし、同規則の規定を適用する。